

法 令 等 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の27第1項
処 分 の 概 要	特定自動運行の許可の取消し、許可の効力の停止
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	道路交通法第75条の27第2項
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	大阪府警察本部交通部交通総務課企画第五係（電話06-6943-1234 内線50251）
備 考	